



幼児教育・保育の無償化について



【無償化の対象者・範囲】

- 「保育の必要性の認定」を受けた3歳から5歳までの子どもは上限3.7万円まで、「保育の必要性の認定」を受けた0歳から2歳までの非課税世帯の子どもは上限4.2万円までが、国の定める無償化の範囲となります。
- 上記の対象者は、認可保育所に通った場合の保育料が無料になります。
- 「入園料・給食費・雑費等」は対象外です。
- 認証保育所基本料金以外にも、通っている園の延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(預かりのみ)も無償化の対象となります。複数利用された場合でも上限額を基準に補助が出ますので、対象となる方は区までお問い合わせください。

【必要手続きについて】

○施設等利用給付認定の取得

幼児教育・保育の無償化の給付を受けるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。対象となる日の前までに「施設等利用給付のごあんない」(中央区ホームページに掲載)をご覧ください、忘れずに申請してください。

○認証保育所保育料補助金の申請

幼児教育・保育の無償化の給付を受けるためには「認証保育所保育料補助金」の申請が必要となります。

○「中央区認証保育所施設等利用給付請求書」の提出

幼児教育・保育の無償化の給付を受けるためには、「中央区認証保育所施設等利用給付請求書」の提出が必要です。請求書の様式は「認証保育所保育料補助金のおしらせ」にありますので、申請の際にご提出ください。

【提出場所】

入所している区内認証保育所、中央区役所6階保育課、日本橋・月島・晴海特別出張所



施設等利用給付のご案内



認証保育所保育料補助金のご案内

【問い合わせ先】

- ・無償化の内容、認証保育所保育料補助について… 保育課保育給付係 TEL: 03-3546-5422
- ・保育の必要性の認定について… 保育課保育入園係 TEL: 03-3546-5227・5387・9587